

特別寄稿

# シリーズ「広島教育正常化への軌跡」 なぜ広島教育は狂ったのか 14

広島県公立中学校教諭 立花 一道

## あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実②

### ～ 民主主義を否定する社会運動が持ち込まれた教育現場 ～

今回は昭和 51 年に 5 人もの教職員が自殺、あるいは自殺未遂を起こしたことについてお話しします。まず、その頃教育現場で起こっていた特徴的な出来事を紹介します。

昭和 48 年、尾道市立三成小学校で、地域進出をめぐる問題で大混乱します。校長・教頭を中心に全教職員で地域進出を拒否し、解放同盟との連携をしないと決めて実行していたのですが、県教委が校長・教頭を転勤させます。地域進出を進めようとする新任校長らに教職員や PTA が反発し、校長・教頭が相次いで入院、辞表を提出するなど、学校運営の機能がマヒする事態が起きています。

地域進出とは、解放同盟に所属する児童・生徒らだけに教師が学校の授業ではなく、勤務時間外に解放会館などに出向いて勉強や解放運動を教えることです。開催回数は週 2～4 回、1 回約 2 時間が多いです。1 回約 1800 円程度の地域進出費という報酬が各市町から支払われていましたが、教職員には大きな負担でした。

この地域進出に反対したり、参加に不熱心な教師は差別教師であると糾弾されたり、仲間はずれにされ、辞職に追い込まれたりしました。教職員が本務以外で一部の児童・生徒に対してのみ学習を教え、報酬を得るということは非常に問題があります。「公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」とい

う、全体の奉仕者としての使命を担うことを規定した憲法 12 条2項違反です。

教員が塾などで教えることは副業として承認されません。これは職務に関連した利害関係があるからです。定期テストもあり成績評価も行う中学生・高校生に地域進出して学習を教え報酬を得ることは利害関係をもとに考えれば問題があるのは明らかです。校内の特定の児童・生徒だけ有利に取扱い勉強を教え続けるというのは、他の児童・生徒に対して不当な差別的扱いとなり、保護者からの不信を招く行為で地方公務員法 33 条違反です。しかし、勤務時間外の地域進出を「負担が重い」とでも言う「差別」とされ糾弾されるので、問題がありながら行政ぐるみで行われ続けるのです。

本郷中学校では差別事件を口実に、昭和 45 年 10 月から 48 年1月までの3年間に 23 回も、点検という名の吊し上げ、糾弾を受けます。

48 年 8 月校長が、PTA 懇談会の席で、先に紹介した三成小で教職員らが解放同盟の「点検」・「糾弾」を拒否している問題に触れ、「点検は一方的で暴力主義に近い、解同は圧力団体」と批判しました。しかしこれを差別発言と断定して、なんと町教委が圧力を加えます。連日呼び出して差別発言と認めるよう迫りますが、校長が屈しないと、精神病扱いにして病院受診をさせます。共産党が問題視し、赤旗で報じますが、これに解放同盟は反発し「ノイローゼ気味の校長を扇動し差別キャンペーン」と機関紙で校長と共産党を激しく批判しています。解放同盟は 100名を超える同盟員で本郷町教委、三原市教委、県三原教育事務所と糾弾交渉を行い「校長の進退をはっきりさせる」と約束させるなど、批判は封じ込められました。

【ファイル3】 昭和51年4月1日、庄原市立川上小学校長が差別事件がもとで飲めぬ酒を飲み自殺未遂。「差別事件」だとして介入を続けられていました。

【ファイル4】 昭和51年4月28日、ファイル2と同じ新市町常金丸小学校の同和

主任 C 教諭が遺書を残して失踪。

【ファイル5】 昭和51年5月16日、県立府中東高校の同和推進 D 教諭(25才)、山中で首吊り自殺。

【ファイル6】 昭和51年5月24日、県立府中東高校の同和主担 E 教諭(40才)、墓地裏の松林で首吊り自殺。

【ファイル7】 昭和51年7月1日、福山市教委社会教育課主事、遺書を書き残して自殺未遂。

1年に5人もの教職員が自殺、自殺未遂、失踪するというのはまさに異常です。特にその中で特異なのはファイル5と6の府中東高校で、同じ学校で1週間あまりの間に自殺が相次いで起こっていることです。

府中東高校では 2 月に生徒の発言が差別事件として総括が行われていました。そのときの同和主担者が E 教諭で、D 教諭も同和教育部の一員でした。3月から「差別事件」があったとして糾弾が行われていたことも分かっています。

そのときの様子を元全教広島執行委員長の山田昭氏が次のように書き記しています。

「25歳の若い男の先生の学校での『差別発言』がきびしい糾弾にさらされ、それを苦にした先生は、ある日突然学校に来なくなりました。無届欠勤が3日に及ぶに至って、もう一人の先生が心配のあまり、放課後、車を走らせて彼を探しました。そして何日かの後、国立公園鞆の浦裏山、グリーンラインの脇道で、彼が松の木に下がっているのを発見します。そして、前途ある有能な教師を守ることができなかったことを悔やみ、その先生もまた同じように松の木で自殺されたのです。当然のことながら、相次ぐ二人の先生の死は、校内はもとより、町内にも大きな衝撃をあたえ、うわさが広まっていきました。ところが有線放送を通じて、町長名による『根も葉もないうわさにまどわされるな。静観せよ』と流し続け、

そのままこの一件は消えていったのです。学校も警察も教育委員会も、真相を究明するための一切の調査も行いませんでした。その中で、県解連、同研サークルなどの調査団が一定の調査を実施しました。家族面接も行い、若い先生が日記を記入していたことも判明しましたが、後難を心配する家族から公表の承諾を得ることはできませんでした。『解同』への反撃はこうして終わったのですが、わが子を殺されながら、怒りよりも恐れに身を縮める市民の状況が『解同』の糾弾の怖さを証明しています(校長の死と「日の丸君が代」P124)

2人が亡くなった間にある5月23日は解放同盟が狭山デーで同盟休校を計画していた日で、同和黒書①によると、その取り組みのために教員は連日連夜のように「地域進出」をして、E教諭は夜12時を過ぎて帰宅することが多かったこと、D教諭は疲労が極限に達していた中で起こったと指摘しています。

狭山デーとは狭山事件の裁判を差別裁判として抗議するため解放同盟傘下の生徒に同盟休校をさせるというものです。解放同盟が行う社会運動を同盟休校という形で学校に持ち込み、その取り組みを教員にさせるということです。教育の中立性は踏みにじられています。

2人の教諭の自殺を重大視した「府中民報」が原因究明の呼びかけを報じましたが、これを当該校の府中東高校長と府中市教育長が抗議をするのです。その理由に「部落の完全解放に妨害を加えようとするもの」などをあげています。そしてその抗議文の文面が、日共による「差別キャンペーン」「事実無根のデッチ上げ」と批判する解放新聞に掲載されるのですから驚きです。(昭和51年7月7日号)。

府中市も市発行の「広報ふちゅう」で民報に反論しています。「府中民報」に書かれた府中東高校の自殺事件の記事を次のように批判しています。

「あたかも、両先生が中心的に差別事件の総括を行い、そのことが死に追いやったかのように述べています。当時の学校の実情はこの差別事件が授業中に

起きた問題だけに、学校としても厳しく受け止め、先生方が自分の教育実践を反省し、より充実した教育活動を進めるために、全教職員が総括を行うもので、一部の先生が請け負ったものではありません。したがって両先生の不幸は、その機関紙が報じているようなものではないのです」「不幸なできごとと同和教育の現状とを結びつけるような思わせぶりの報道をして、学校の教育活動を歪めて宣伝していることに、多くの教育関係者が怒りを覚えています」。

糾弾・同和がらみの自殺ではないということを躍起になって主張しています。

こうして2人の教諭の自殺は、論点がずらされて共産党批判にすり替えられ、肝心の原因究明は葬り去られたのです。

ファイル3から7まで5人の教職員の失踪や自殺未遂、自殺が相次いだ昭和51年はどんな年だったのか。いくつかの面からながめてみましょう。

この年は石川一雄氏が「不当逮捕」されて13年になることを抗議するとして広島県でも解放同盟を中心に「狭山差別裁判事件」として闘争が激しく展開された年でした。

狭山事件は埼玉県狭山市で、昭和38年5月1日に高校1年生の女子生徒を強盗強姦殺人したとする事件で、犯人として石川氏が昭和38年5月23日に逮捕されました。昭和39年3月11日の第一審で「死刑」、昭和49年10月31日の第2審で「無期懲役」の判決がなされ、本人や弁護団が最高裁へ即日上告をしていました。(その後、最高裁で昭和52年8月16日、無期懲役刑が確定しました)。

上告趣意書提出期限の1月28日を第1段階、10月31日を第3段階、そして5月23日を第2段階・最大の山場として闘争を展開することを決定し、県規模で同盟休校を実施します。実際には5月22日、県内の206校1787人で同盟休校が行われました。(小学校85校778人、中学校62校561人、高校59校448人)。

この同盟休校は広高教組も支持し、「狭山差別裁判」事件にして、当日一斉に

ホームルームを中心に同和教育の内容として教育展開することを決定しています。

各学校での「部落民宣言」、ビラ配り、集会、人権学習等、県内の学校はこの闘争に協力することを余儀なくされていた、そういう状況下だったということです。

国会という立法機関で制定した法律に基づいて行われた逮捕。司法が法の趣旨に従って下した判決。これを行政である学校や教員が公教育の場で「不当逮捕」「差別裁判」だと否定し、生徒らに教え、闘争によって判決をねじ曲げようというのは由々しきことです。立憲国家、民主主義の否定ということですが、これが狂騒というほど熱心に県下の公立校で広く行われました。偏狭教育が横溢していたのです。

石川氏は第 1 審の「死刑判決」まで起訴事実を認め「自白」を維持していました。昭和 39 年 3 月に控訴し、9 月に控訴審が始まった際初めて石川氏は無罪主張に転じましたが、解放同盟中央本部は主任弁護士が要請する支援を受け入れませんでした。解放同盟中央本部が「狭山差別裁判糾弾」の方針を決定したのは第 25 回全国大会の昭和 45 年 3 月 13 日です。解放同盟はずっと後になって狭山事件を「部落なるがゆえの差別的な偏見と予断による差別裁判」(解放新聞昭和 46 年 8 月 5 日号)と断じ、部落に対する差別的偏見と予断によるものと主張し始めたのです。

裁判を「差別裁判」と断定するには訴訟の過程で被差別部落住民であることを理由に、差別的捜査や差別的審理をしているという事実がなければいけません。そうした根拠となる証拠はありません。実際、地裁審を担当した内田武文判事も昭和 49 年に「この事件の一審判決について、『差別裁判』だという声があったようだが、石川被告が被差別部落の出身であることは記録のなかには全然出てこず、私も新聞報道で初めて知ったほどだ。一審は差別を受けている人で

あるかどうかなどの予見は一切持たずに審理を尽くした」(『朝日新聞』東京版、1974年10月31日付夕刊10頁)と発言しています(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』から引用)。

狭山裁判は解放同盟の言うような差別裁判ではなく、一般刑事裁判なのです。

なぜ解放同盟は狭山事件を差別裁判として取り消し要求闘争を行うのでしょうか。調べてみると、解放同盟はこの闘争を通して、未組織部落の住民を解放同盟の組織に加入させ組織拡大を狙っているということが分かりました。

「われわれは、石川君の生まれ育った部落が未組織部落であった事実を無視することはできない。原点にもどって考えれば、この事件は、未組織部落の問題として、鋭くわれわれに迫ってくるのである。このことを教訓にして、『寝た子を起こすな』という考えが、いかにおそろしい結果を引き起こすかを訴え、未組織部落に大胆に『狭山差別裁判』をもちこみ組織化のためにたたかうことが最も強く要請されている」

「この闘いに勝利するためには、この闘争を通じて未組織部落へ大胆に狭山差別の真相を訴え未組織部落の大衆をわが同盟の周辺に結集することに成功するか否かにかかっている」(解放新聞 昭和46年9月25日号 県連青年部活動方針)

差別的偏見と予断によって差別判決を受けたのは石川氏が未組織部落であったが故であるとして、組織に加入していない部落の人々を解放同盟に加入させ組織を拡大するためにこの「狭山差別裁判」闘争が行われたということです。闘争を開始した45年というのは、同和対策事業が始まり巨費が投じられていく中で共産党を排除し、「窓口一本化」で利権を独占しながら組織拡大をしていった、その時期です。

公立学校で狭山事件を「差別裁判」と授業をすることは、解放同盟の組織拡

大に加担するということになっていたのです。

同盟休校については、同和黒書①が次のように書いて批判しています。

「解放同盟は、この同盟休校について、『われわれにとって最高の戦術は先輩たちがあみだした【国民の義務を拒否するたたかい】』（解放同盟日之出支部機関紙【解放】）と説明した。しかし実態は、父母に確認書を書かせたり、登校すれば処分するといった恫喝交じりのものでもあった。父母からは『参加しないと、（解放同盟から）住宅入居や給付金を止めると言われた』といった声もあがった。同盟休校はその後、『狭山裁判』で東京高裁が無期懲役の判決を下した10月にも行われることになるが、大阪市内の同和校では、『学校に行きたいと言う』子どもに向かって、母親が『2年だけ、がまんせ。下の子が保育所に入れてもらっているのがわからんのか。あと2年したら解同のお世話にならんでもええ、2年だけ解同の言うこと聞いて』と泣きながら説得したという話もある。同盟休校は、つまるところ、『狭山事件』を政治的に利用した、同和地区住民への支配の道具でもあったのである」。

同盟休校で国民の義務を拒否して、「最高裁は石川氏を即時釈放せよ」などと、自分たちの要求を通そうとするのはなんと独善的な行為でしょう。決して国民の理解と協力を得ることはできません。

昭和 51 年は衆議院議員選挙があり、組織拡大・強化を行い小森龍邦委員長を国政に送るための体制をつくる年でもありました。差別事件を差別行政の反映としてとらえる解放同盟が、命運をかけて衆議院選挙に臨んだ年でした。

教職員の自殺、自殺未遂、失踪はこのような状況の中でおこっていたのです。

昭和 51 年は主任制度が施行されることになる年ですが、広島では両教組や解放同盟が激しい反対闘争を行い、教委や現場の校長は非常に苦悩します。昭和 56 年には 3 人の校長が相次いで自殺しています。これらの事件は次回紹介します。

※宜しければご感想をお寄せください。

Email QR コード⇒

Email:[nihonkaigihiroshimafukuyama@gmail.com](mailto:nihonkaigihiroshimafukuyama@gmail.com)

